

**令和 7 年度（令和 6 年度補正）
国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業
(サプライチェーン連携強化推進事業)
の第 3 次公募要領**

令和 7 年 4 月

農林水産省農産局

第1 総則

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン連携強化推進事業）に係る事業公募については、この要領に定めるものとします。

事業の実施に当たっては、国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金交付等要綱（令和6年12月27日付け6農産第3550号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金実施要領（令和6年12月27日付け6農産第3551号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）の定めによります。

第2 公募対象事業

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン連携強化推進事業）

第3 応募方法

第2の事業を実施しようとする者（以下「応募者」という。）は、実施要領に定める事業実施計画を作成し、期限までに提出先に提出してください。

1 申請書類の作成及び提出

申請書類は、公示の様式ファイルにより作成するものとし、別掲1のチェックシート及び別掲2の応募申請書と合わせて提出してください。

2 提出期限

公示のとおりです。

3 提出先・問合せ先

別掲3のとおりです。

なお、問合せの受付時間は、土・日・祝日を除く日の10時から17時まで（12時から13時までを除く。）とします。ただし、電子メール及びFAXによる問合せは、不可とします。

4 提出方法

郵送等（郵送及びバイク便を含む宅配便をいう。以下同じ。）又は電子メールによることとします。

（1）郵送等により提出する場合

「国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン連携強化推進事業）申請書類在中」と封筒の表に朱書きし、配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出部数は各2部とする。

（2）電子メールにより提出する場合

別掲3の提出先・問合せ先に送付先アドレスを確認の上、本文に「担当者名」と「連絡先」を必ず記載するものとします。

また、電子メール（添付ファイルを含む。）1通の最大バイト数は7メガバイト以下とします（7メガバイトを超えるときは、複数のメールに分けて送信するものとし、その際の件名は、件名（応募団体名）にその○（○は1から連番）を追加してください。）。

なお、電子メール受信の確認のため、メール送付後に提出先・問合せ先まで電話連絡してください。

5 その他注意事項

- (1) 提出期限までに到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とします。
- (2) 申請書類の差し替えは、原則として認めません。
- (3) 申請書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- (4) 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮して取り扱うものとし、応募審査及び事業実施計画の協議以外には無断で使用しません。
- (5) 審査に当たり、農林水産省から応募団体に申請内容の確認を行う場合があります。
- (6) 申請補助金額については、千円単位で計上することとします。
- (7) 提出された申請書類は、採択、不採択にかかわらず返却しません。

第4 事業実施主体の選定方法等

第3の応募者より提出された申請書類について、別掲4に掲げる審査基準に基づき、農林水産省農産局長が別に定めるところにより農林水産省農産局（以下「農産局」という。）に設置する選定審査委員会の審査を経て、応募者の中から補助金交付候補者を選定します。

1 選定審査委員会の審査の方法及び手順

(1) 一次審査

農産局及び地方農政局等（応募者が北海道にあっては北海道農政事務所、補助事業者が沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、応募者がその他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局をいう。）の品目等の事業担当部署（以下「事業担当部署」という。）は、申請書類が要件を満たしているかを確認するとともに、申請のあった取組（要件を満たしたものに限る。）を実施する場合の課題及び意見を整理して別掲4に掲げる審査基準に基づき採点を行うものとします。

(2) 二次審査

委員会の外部委員は、一次審査を通過した取組について、一次審査で使用した書類並びに事業担当部署による説明及び質疑応答を基に別掲4に掲げる審査基準に基づき採点を行うものとします。

なお、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができます。

2 審査結果の通知

選定審査委員会による審査の結果については、審査終了後、速やかに地方農政局長等（応募者が北海道にあっては北海道農政事務所長、補助事業者が沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、応募者がその他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）から応募者に対して通知します。

なお、審査結果の通知は、補助金交付候補者の合否を連絡するものであり、補助金の交付は、別途定める必要な手続を経て正式に決定されます。

3 補助金交付候補者に選定された応募者は、選定審査委員会による指摘等を反映した申請書類を提出する場合を除き、地方農政局長等と事業実施計画の協議を行ったものとみなすものとします。

4 審査内容の非公開等

選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。

なお、補助金交付候補者の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する問合せには応じないものとします。

第5 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い、速やかに、交付申請書を別掲3の提出先に提出するものとします。審査後、問題がなければ地方農政局長等から交付決定通知が発出されます。

第6 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととします。

なお、国からの他の補助金について採択が決定していない段階で本事業に申請することは差し支えありません。

第7 事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）に当たっては、次に留意するものとします。

（1）事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、補助金の適正な執行に努めるものとします。

（2）事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施するものとします。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとします。

（3）事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めるものとします。

2 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱を遵守し、事業実施に必要な手續、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次の制限があります。

(1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないものとします。

(2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に交付決定者の協議を受けなければならぬものとします。

なお、交付決定者が協議をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることがあるものとします。

4 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

事業実施主体は、本事業により得られた事業成果について、農業関係者、マスコミ等に広く公表し、事業成果の公開・普及に努めるものとします。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表させることができます。

なお、事業実施主体が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること及び論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出するものとします。

本事業の実績及び成果について、農林水産省ホームページへの掲載等による公表その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

5 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

6 その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による調査を行う場合があります。その際、ヒアリング等の実施について協力を依頼することができます。

申請書類チェックシート（国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業）

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、別掲2の応募申請書及び関係書類と併せて提出してください。

メニュー名：	サプライチェーン連携強化推進事業
都道府県・市町村名：	
事業実施主体区分：	
事業実施主体名：	

都道府県・市町村名を入力してください。

「確認内容」に記載されている事項を「確認資料の例」などから確認し、問題ない場合は「チェック」に「✓」を入れ、確認に使用した資料のファイル名を記載してください。

区分	確認内容	確認資料の例	チェック	確認に使用した資料（ファイル名を記載）
第1 事業実施主体				
1 共通	受益農業従事者が5名以上である。	構成員名簿など	<input type="checkbox"/>	
2 共通	事業の実施及び会計手続を適正に行える体制である。	定款及び予算書など	<input type="checkbox"/>	
3 -	-	-	<input type="checkbox"/>	
第2 事業内容				
1 共通	複数産地と実需者等とのデータ連携による加工・業務用野菜のサプライチェーンの連携強化に向けた取組である。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
2 共通	事業対象品目は野菜（かんしょ、ばれいしょ除く）である。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
3 共通	目標年度は適切である（事業終了年度の翌々年度）。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
4 補助金額	国庫補助金額は千円単位（未満切り捨て）で計上している。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
5 対象経費	補助対象外の経費が含まれていない。	見積書、カタログなど	<input type="checkbox"/>	
6 システム・機械・設備	導入するシステム・機械・設備等の規模は適切である。	事業実施計画書、規模決定根拠資料など	<input type="checkbox"/>	
7 リース契約	「リース契約の条件」の要件を満たしている（要綱に定める算定式により金額を計算、リース期間は1年以上耐用年数以内、他の補助金を受けていない等）。	事業実施計画書	<input type="checkbox"/>	
第3 成果目標・加算ポイント等				
1 成果目標	成果目標の設定は適切である。	現状値及び目標値設定根拠資料	<input type="checkbox"/>	
2 加算ポイント	加算ポイントの設定は適切である。	調査様式、事業実施計画書、確認資料	<input type="checkbox"/>	
3 クロスコンプライアンス	環境負荷低減の取組を行う。	クロスコンプライアンスチェックシート	<input type="checkbox"/>	

別掲 2

令和 6 年度国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン連携強化推進事業）の応募申請について

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

所在 地
団体名
代表者名

このことについて、公募要領第 3 に基づき関係書類を添えて応募申請します。
なお、事業実施計画に関する担当者は下記のとおりです。

担当者氏名：
電話：
FAX：
メールアドレス：

別掲3

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業(サプライチェーン連携強化推進事業)の 公募に係る申請書類提出先及び問合せ先

都道府県	提出先・問合せ先	住所 電話番号
北海道	北海道農政事務所生産經營産業部生産支援課 (野菜担当)	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22
		直通 011-330-8807
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎A棟)
		直通 022-221-6193
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県	関東農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)
		直通 048-740-1003
新潟県・富山県・石川県・福井県	北陸農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60(金沢広坂合同庁舎)
		直通 076-232-4314
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
		直通 052-223-4624
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町(京都農林水産総合庁舎)
		直通 075-414-9023
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	中国四国農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1(岡山第2合同庁舎)
		直通 086-224-9413
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局生産部園芸特産課 (野菜担当)	〒860-8527 熊本市西区春日2丁目10番1号(熊本地方合同庁舎)
		直通 096-300-6254
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 (野菜担当)	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎2号館)
		直通 098-866-1653

※ メールによる提出を希望される方は、メールアドレスを提出先にお問合せください。

審査基準

国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業（サプライチェーン連携強化推進事業）の補助金交付候補者の選定に係る審査基準について、審査項目及び採点基準は以下のとおりとする。

本審査基準に基づき申請ごとに採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から採択優先順位を定め、予算の範囲内で補助金交付候補者を選定する。ただし、事業の要件を満たす場合であっても、次の場合に該当する者は不採択とする。

- ・過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消しのある応募者（共同機関を含む。）である場合
- ・審査項目のうち加算ポイントを除く項目について、0ポイントと採点された項目がある場合

審査項目	採点基準
事業内容	<p>事業実施計画の内容は、事業の目的に沿い、具体的かつ妥当なものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
	<p>事業実施計画全体のスケジュールは、無理がなく、実現性のあるスケジュールとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
成果目標	<p>成果目標は、事業内容に応じた適切な指標となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
	<p>実証により実現しようとしているデータ連携の計画やその効果について指標を設定しており、適切な指標となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
実施体制	<p>事業内容と担当する実施者の役割が明確になっており、それぞれの事業内容を適切に実施できる者が参画した体制となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なっている = 5ポイント ・概ねなっている = 3ポイント ・なっていない = 0ポイント
	<p>事業実施主体は、事業を適切に実施することができる経理処理能力を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有している = 5ポイント ・概ね有している = 3ポイント ・有していない = 0ポイント

事業費	<p>事業内容に対して必要経費の積算が効率的かつ適正なものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正である = 5 ポイント ・概ね適正である = 3 ポイント ・適正でない = 0 ポイント
加算ポイント	<p>事業実施主体の構成員が環境負荷低減事業活動の促進に取り組んでいる又は取り組む見込みであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかに該当する場合 = 2 ポイント <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>(ア) みどりの食料システム法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどりの食料システム法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>(イ) みどりの食料システム法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域がみどりの食料システム法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p>
	<p>事業実施主体の構成員がスマート農業技術活用の促進に取り組んでいる又は取り組む見込みであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下に該当する場合 = 3 ポイント <p>事業実施主体の構成員が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 7 条第 1 項に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合又は事業実施終了までに認定を受ける見込みがある場合。</p>

事業実施計画書

(国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業(サプライチェーン連携強化推進事業)
実施状況報告 兼 評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体：

都道府県名・市町村名：

注：各項目について、必要に応じて適宜、行を追加して記入すること。

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

2 事業実施主体の現状

--

注：事業実施主体が関係する野菜の生産、流通、加工、販売等の状況（サプライチェーンの各段階の現状、連携の現状等）を記載。

3 事業実施担当者

フリガナ	
氏名	
所属部署	
職名	
所属先住所	
電話番号	
メールアドレス	

4 事業会計担当者

フリガナ	
氏名	
所属部署	
職名	
所属先住所	
電話番号	
メールアドレス	

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区分	事業費	負担区分			補助率	備考
		国庫補助	自己負担	その他		
(1) 生育予測システムや集出荷システム等の導入に向けた調査・検証	0 円	円	円	円	定額	
(2) システム連携等によるデータ共有体制の整備	0 円	円	円	円	定額	
(3) 機器、設備等のリース導入	0 円	円	円	円	定額	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3：(2) システム連携等によるデータ共有体制の整備は、必ず実施すること。

2 事業対象品目

事業対象品目	
--------	--

注：本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

3 受益農業従事者の状況

受益農業従事者数	
----------	--

注：本事業を実施することにより益を受ける農業従事者の数を記入すること。

4 関係団体・機関との連携体制

関係団体・機関の名称	所属・役職	氏名	備考

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

注1：対象品目のサプライチェーンの各段階（生産、流通、加工、販売等）の現状と課題、事業に取り組む目的等を記載すること。

注2：事業に取り組む目的の記入に当たっては、実施要領第3の2（1）の事業内容に合致するものであることを具体的かつ簡潔に記入すること。

2 サプライチェーンの概要

（1）構成員

生産者	中間事業者	食品製造事業者	小売事業者	その他の関係者

（2）連携の状況（事業のイメージ図）

＜現状＞

＜事業実施後＞

注：構成員名及び構成員間でどのデータの連携・共有が行われているか、データの内容や連携・共有の手段を明記する。

3 成果目標

(1) 事業実施主体の成果目標（実施要領第5の1（2）関係）

具体的な内容	目標数値等				設定の考え方、検証の方法
	基準年度 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	目標年度 (年度)	
合 計					

注1：実施要領第5の1（2）に基づき設定した成果目標を記載。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

第4 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取組の内容
年 月	
年 月	
年 月	

2 生育予測システムや集出荷システム等の導入、検証

(1) 検討会の開催

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の内容

開催時期	開催場所	検討内容	備 考
年 月			

注：開催する内容ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備 考
年 月				

注1：調査する内容ごとに記入すること。

注2：調査人数の内訳（所属別の人数）及び人数の妥当性を備考欄に記入すること。

エ 先進事例調査報告書の作成

報告書の名称	報告書の内容	作成部数	配布先	備 考

(2) 生育予測システム、集出荷システム等の導入、検証

ア システムの導入

名 称	内 容	活用方法	導入による効果	備 考

イ 導入効果、活用方法等の分析、検討

時 期	内 容	体 制	備 考
年 月			

注1：内容には、導入効果、活用方法等の分析、検討の内容や手法を記入する。

注2：体制には、導入効果、活用方法等の分析、検討を行うメンバーや協議の体制を記入する。

(3) 翌年度以降の生産・販売への反映手法の検討

時 期	内 容	体 制	備 考
年 月			

注1：内容には、導入効果、活用方法等の分析、検討の内容や手法を記入する。

注2：体制には、導入効果、活用方法等の分析、検討を行うメンバーや協議の体制を記入する。

(4) 成果の報告

報告書の名称	報告書の内容	備考

3 システム連携等によるデータ共有体制の整備

(1) データの共有・連携に向けた調査・検証

ア 検討会の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の内容

開催時期	開催場所	検討内容	備 考
年 月			

注：開催する内容ごとに記入すること。

ウ 先進事例調査等の実施

調査時期	調査対象	調査内容等	調査人数	備 考
年 月				

注1：調査する内容ごとに記入すること。

注2：調査人数の内訳（所属別の人数）及び人数の妥当性を備考欄に記入すること。

エ 先進事例調査報告書の作成

報告書の名称	報告書の内容	作成部数	配布先	備 考

(2) データの共有・連携を行うためのプラットフォーム等の整備

取組内容	導入、改良が必要なシステム等	活用方法	効 果	備 考

(3) データの共有・連携の実証

実証時期	実証内容	構成員	管理責任者	備 考
年 月				

注：「管理責任者」の欄は、実証における責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

(4) 成果の報告

報告書の名称	報告書の内容	備考

5 機器、設備等のリース導入

(1) 取組詳細

取組内容	導入時期	取組への必要性	備考

注1：実施する取組の内容ごとに記入すること。

注2：リース方式により導入する機械の規模決定等に係る根拠資料を添付すること。

(2) 機器、設備等のリース導入に係る事項

ア リース内容

機器、設備等の名称	仕様・製造会社名・型式	台数	面積	機器、設備等管理者	保管・設置場所	備考
		台	ha			
		台	ha			

注：対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

イ 導入する機器、設備等の規模決定根拠

機器、設備等の名称	リース物件価格	リースする機器、設備等の選定理由及び規模決定の根拠	備考
	円		
	円		

注1：「リース物件価格（円）」の欄には、リースする機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

注2：「リースする機器・設備等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では機器・設備等の能力を決定（導入する機器・設備等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機器・設備等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

ウ 機器、設備等のリース料等

リース期間（※1又は※2のいずれかを記入）	開始月～終了月（※1）	年　　月～　　年　　月	リース借受日から〇年間（※2）　　年
リース物件取得予定価格（消費税抜き） ①	円		
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き） ②	円		
リース料助成申請額 ③	円		
リース諸費用（消費税抜き） ④	円		
消費税 ⑤	円		
事業実施主体負担リース料（消費税込み）①-②-③+④+⑤	0 円		

※リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること。

（使用した算式に〇を記入すること）

I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2 以内

II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2 以内

注1：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注2：複数の機器、設備等をリース導入する場合、表を追加し、機器、設備等ごとに記載すること。

7 事業完了（予定）年月日 _____ 年 月 日

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
(1) 生育予測システムや集出荷システム等の導入に向けた調査・検証	0 円	円	円	円	
(2) システム連携等によるデータ共有体制の整備	0 円	円	円	円	
(3) 機器、設備等のリース導入	0 円	円	円	円	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 資 金	円	円	円	円	
そ の 他	円	円	円	円	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	

（2）支出の部

経 費 区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
合 計	0 円	0 円	0 円	0 円	

注：実施要領別表の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

第6 「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

注：「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

第7 オープンAPIへの対応

収穫期のリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

整備している（又は整備する見込みである） 整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、
又は整備する見込みである農機メーカー（令和6年10月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）

- ・国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマー・アグリ株式会社
- ・海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt, MASSEY FERGUSON, Valtra)、CLAAS KGaA mbH, CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME, DEUTZ-FAHR, Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

第8 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 その他地方農政局長等が必要と認める資料

○○ 殿

年 月 日

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (農業経営体向け)

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、✓を記入してください。
該当しない場合は、／（斜線）を記入してください。

(1) 適正な施肥		申請時 (します)
肥料の適正な保管		
肥料の使用状況等の記録・保存に努める		
作物特性やデータに基づく施肥設計を検討		
有機物の適正な施用による土づくりを検討		

(4) 悪臭及び害虫の発生防止		申請時 (します)
悪臭・害虫の発生防止・低減に努める		

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		申請時 (します)
プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		

(2) 適正な防除		申請時 (します)
病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討		
病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める		
多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討		
農薬の適正な使用・保管		
農薬の使用状況等の記録・保存		

(6) 生物多様性への悪影響の防止		申請時 (します)
病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）		
多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）		

(7) 環境関係法令の遵守等		申請時 (します)
みどりの食料システム戦略の理解		
関係法令の遵守		
農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める		
正しい知識に基づく作業安全に努める		

(3) エネルギーの節減		申請時 (します)
農機・ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める		
省エネを意識し、不要・非効率なエネルギー消費をしないように努める		

(注) 取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。

○○ 殿

年 月 日

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (食品関連事業者向け)

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、✓を記入してください。
該当しない場合は、／（斜線）を記入してください。

(1) 適正な施肥	
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	申請時 (します)
(2) 適正な防除	
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）	申請時 (します)
(3) エネルギーの節減	
工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	申請時 (します)
省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	申請時 (します)
環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	申請時 (します)
(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	申請時 (します)
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
食品ロスの削減に努める	申請時 (します)
プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	申請時 (します)
資源の再利用を検討	申請時 (します)
(6) 生物多様性への悪影響の防止	
生物多様性に配慮した事業実施に努める	申請時 (します)
排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	申請時 (します)
(7) 環境関係法令の遵守等	
みどりの食料システム戦略の理解	申請時 (します)
関係法令の遵守	申請時 (します)
環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	申請時 (します)
機械等の適切な整備と管理に努める	申請時 (します)
正しい知識に基づく作業安全に努める	申請時 (します)

（注）取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、✓を記入してください。
該当しない場合は、／（斜線）を記入してください。

(1) 適正な施肥		申請時 (します)
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討		

(2) 適正な防除		申請時 (します)
環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）		

(3) エネルギーの節減		申請時 (します)
オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める		
省エネを意識し、不要・非効率なエネルギー消費をしない（ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める		
環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討		

(4) 悪臭及び害虫の発生防止		申請時 (します)
悪臭・害虫の発生防止・低減に努める		

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		申請時 (します)
プラスチック等廃棄物の削減に努め、適正に処理		
資源の再利用を検討		

(6) 生物多様性への悪影響の防止		申請時 (します)
生物多様性に配慮した事業実施に努める		
排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守		

(7) 環境関係法令の遵守等		申請時 (します)
みどりの食料システム戦略の理解		
関係法令の遵守		
環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める		
機械等の適切な整備と管理に努める		
正しい知識に基づく作業安全に努める		

(注) 取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。